

令和 2 年 7 月 30 日 開会

第 716 回 むつ市教育委員会

**< 目 次 >**

議案第1号 財産の取得について (総務課)

**< 事務局からの報告事項 >**

1. 第244回むつ市議会定例会の報告について (総務課)
2. (仮称) むつ市防災食育センター基本計画策定業務委託に係るプロポーザルについて (総務課)
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

**< そ の 他 >**

# 議案第1号

## 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規程により教育委員会の承認を求める。

令和2年7月30日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

## 提案理由

G I G Aスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小中学校にタブレットパソコンを配備するものである。

1 取得する財産

物品 タブレットパソコン等

品 名	数 量
タブレットパソコン (ソフトウェア含む)	3, 066台

2 契約の相手方 青森県青森市浜田字豊田156番地2

株式会社ビジネスサービス 青森支店

常務取締役支店長 川 村 智 之

3 取 得 価 格 157, 837, 680円

4 取 得 の 目 的 児童生徒一人一台端末の整備のため。

5 契 約 の 方 法 指名競争入札

## G I G A スクール端末等

配備場所：市内各小中学校及びむつ市教育委員会



### 【主な仕様】

タブレットパソコン	品名	HP Chromebook x360 11 G3 EE
	幅	295 mm
	奥行き	205 mm
	高さ	20.9 mm
	重量	1.45 kg
	OS	ChromeOS
	プロセッサー	インテル Celeron プロセッサー N4020
	メモリ	4 GB
	ストレージ	32 GB
	ディスプレイ	11.6インチ タッチパネル対応
	無線通信機能	IEEE802.11ac以上対応
	その他機能	Webカメラ 日本語対応キーボード（防滴機能付）
ソフトウェア	Chrome Education Upgrade	

## 参考資料 1

### 第244回むつ市議会定例会報告

6月10日（水）～6月19日（金）

#### 1. 一般質問 6月18日（木）

##### 質問者 2番 工藤祥子 議員

質問事項：新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯に年度途中でも「就学援助制度」の対象にすべき

##### 【答弁概略】

市では、むつ市就学援助費支給事務取扱要綱に基づき、生活保護法に規定する要保護者及び、それに準ずる程度に困窮している方に就学援助費を支給しております。

新型コロナウイルス感染症の影響で職を失い、要保護者に準ずる程度に困窮している場合などには、この取扱要綱の支給要件で十分に対応が可能となっております。

##### 質問者 1番 佐藤武 議員

質問事項：児童・生徒の不登校について

- (1) 直近10年間の不登校の児童・生徒の人数の推移について
- (2) 不登校対策について

##### 【答弁概略】

- (1) 直近10年間の不登校の児童・生徒の人数の推移について

年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的理由を除いた市内の不登校児童生徒数は、平成22年度の100名をピークに平成25年度は47名と約半数まで減少、その後5年間は50名から70名前後で推移し、令和元年度は63名となっております。

- (2) 不登校対策について

これまで市内小・中学校においては、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりのため、児童生徒の自己肯定感を高める指導、楽しくわかる授業の構築等に努めています。

また、欠席が続く児童生徒には、定期的に家庭訪問や電話連絡をする等、学校と児童生徒、家庭とのつながりを保つための取組を進めているところです。教育委員会といたしましても、臨時休校措置終了に合わせ、むつ市教育研修センターの教育相談室を再開し、不登校の児童生徒とその保護者を対象とした教育相談を行うとともに、各学校とは、適宜、情報を共有しております。また、集団での活動や学習を苦手とする児童生徒への適応指導を行い、自己肯定感を高めるとともに、登校への意欲付けを図り、学校と連携しながら、学校復帰と将来の自立に向けた支援を行っています。

## 質問者 15番 佐藤 広政 議員

質問事項：教育行政について

- (1) 小・中学校の休校措置に係る授業日数の現状及び確保対策について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した各小・中学校の防災対策について
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による今後のスポーツ大会等に対する市の支援等について

### 【答弁概略】

- (1) 小・中学校の休校措置に係る授業日数の現状及び確保対策について

教育委員会では、各学校において設定しております7月下旬から8月下旬までの夏期休業期間のうち、8月8日から16日までを一斉の休業期間とした上で、その前後の期間のうち10日間を午前中4時間の授業とし、併せて給食を実施するよう、市内の小・中学校に通知しております。

なお、それ以外の期間においても出校日を設け、学習会等を行う学校もあると伺っております。従いまして、このような対応を考えておりすることから、土曜日の授業実施につきましては、現在のところ予定はいたしておりません。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した各小・中学校の防災対策について

市内の各学校においては、それぞれの実情に合った形での防災計画を策定し、その計画に基づいて、火災や地震など災害の種類に応じた避難訓練等を行い、児童生徒の安全確保に努めているところであります。

今年度すでに実施した避難訓練や引き渡し訓練では、密を避けるための対策として、クラスごとに避難経路を確認することや、全体での集合の際に間隔を開けるなど、感染予防対策に十分配慮して実施しているとのことで、各学校において工夫しながら防災対策に取り組んでおります。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による今後のスポーツ大会等に対する市の支援等について

中学校体育連盟、いわゆる中体連の地区大会の開催について、市といたしましては、9月1日にオープン予定のむつ市総合アリーナのプレオープン期間中に、バスケットボール及びバレーボールの競技に利用してもらうこととしておりますほか、開催にあたり、各競技団体に対し、保健師による感染予防対策に係る助言・指導の実施や消毒液の提供等の支援をしていきたいと考えております。

その他、小中学校の各種大会につきましても、要請があれば、でき得る範囲の支援をしてまいりたいと考えております。

## **2. 議案審議 6月10日（金）**

教育委員会関係

議案第32号 むつ市育英基金の特例に関する条例

第33号 むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例

### **質問者 15番 齊藤孝昭 議員**

質疑①：むつ市学生等緊急支援事業費の財源であります、むつ市育英基金の取り崩しにつきましては、奨学金貸与事業を継続するための十分な基金を確保しておりますことから、今後の貸与事業に影響はございません。

**→ 6月10日、原案可決**

(仮称) むつ市防災食育センター基本計画策定業務委託に係るプロポーザルについて

1. 時系列及び現状

- |          |   |
|----------|---|
| 3月末      | (仮称) むつ市防災食育センター 建設事業基本構想策定                       |
| 7月13日(月) | (仮称) むつ市防災食育センター基本計画策定業務委託<br>事業者選定のためのプロポーザル実施公告 |
| 9月頃      | (仮称) むつ市防災食育センター基本計画策定業務委託<br>プロポーザルにて選定された事業者と契約 |
| 3月25日(木) | 委託期間終了  |

2. 基本計画策定業務委託概要

(仮称) むつ市防災食育センター基本計画策定

- ① 全体計画
- ② 部門別計画
- ③ 概算建設費算出
- ④ 運営事業費計画
- ⑤ 整備手法・管理運営手法の検討
- ⑥ 基本計画策定に必要な調査、諸条件の資料収集

予 定 額 5,519,800円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

業務期間 契約締結日の翌日から令和3年3月25日（木）まで

3. 参考資料

- (仮称) むつ市防災食育センター 建設事業基本構想

# (仮称) むつ市防災食育センター

## 建設事業基本構想



令和 2 年 3 月

むつ市教育委員会

## はじめに

むつ市は市内に3箇所の給食センター(南通学校給食センター、大畠学校給食センター、西通学校給食センター)、9箇所の自校調理式の学校施設(第二田名部小学校、苦生小学校、第三田名部小学校、大平小学校、大湊小学校、田名部中学校、むつ中学校、大平中学校、大湊中学校)があり、1日あたり合計で約4,560食の給食を提供しています。

これらの給食施設は、第二田名部小学校は昭和50年、大畠学校給食センターは昭和51年、大湊中学校は昭和54年、大平小学校は昭和57年建設と築年数40年を経過した施設が多くなり、老朽化が進み、現在の「学校給食衛生管理基準」と照らし合わせると改善すべき点が多数あります。

その一方、市民の防災意識も年々高まっており、「むつ市民満足度調査」では防災対策の充実に関する重要度は医療環境の充実に続いて2位となっているものの、満足度は28項目中21位という、重要度が高く満足度が低い結果となっており、防災対策の充実が求められています。

また、むつ市総合経営計画では、体育・健康教育の充実として、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる指導を充実させ、児童生徒が日常の生活で実践していくよう、学校、家庭、地域社会と連携した取組を推進するとしています。

このため、平時には学校への給食の提供、災害時には炊き出し施設(応急給食施設)として機能するとともに、食育の推進やにぎわいの創出、交流の促進などの機能を持ち合わせる複合的な施設として、(仮称)むつ市防災食育センター(以下「本センター」という。)の基本構想を策定しました。

<b>第一章 学校給食施設の現状と課題について .....</b>	<b>3</b>
1. 給食事業の現状.....	3
ア 給食事業の実施状況 .....	3
イ 給食施設の職員体制 .....	5
ウ 学校給食にかかる費用.....	6
2. 給食施設の課題.....	8
ア 給食施設の老朽化 .....	8
<b>第二章 施設整備について .....</b>	<b>10</b>
1. 基本方針と方向性.....	10
ア 施設の基本方針 .....	10
イ 施設の方向性 .....	12
2. 施設の規模想定.....	13
3. 建設地の選定.....	14
<b>第三章 防災について .....</b>	<b>18</b>
1. 災害に強いまちづくり .....	18
ア 基本的な考え方 .....	18
イ 防災活動拠点の必要性と整備の考え方 .....	18
ウ 防災食育センターの整備.....	19
<b>第四章 基本計画に向けて .....</b>	<b>20</b>

# 第一章 学校給食施設の現状と課題について

## 1. 給食事業の現状

### ア 給食事業の実施状況

むつ市では、自校調理方式及び共同調理場方式により、市立小中学校、むつ養護学校へ約4,560食/日の給食を提供し、各校の年間給食実施日数は、小学校平均191日、中学校平均188日、むつ養護学校190日となっています。

表 1 自校調理方式 令和元年度

施設名称	所在地	建築年	食数	建物面積	調理員
第二田名部小学校	小川町1丁目18-10	昭和50年	452食	209m <sup>2</sup>	直営
苦生小学校	金曲1丁目5-10	昭和61年	573食	150m <sup>2</sup>	直営
第三田名部小学校	田名部字赤川ノ内並木14-196	平成22年	273食	234m <sup>2</sup>	直営
大平小学校	大平町8-6	昭和57年	495食	224m <sup>2</sup>	直営
大湊小学校	大湊上町43-32	平成9年	151食	173m <sup>2</sup>	直営
田名部中学校	緑町22-8	昭和60年	682食	234m <sup>2</sup>	直営
むつ中学校	栗山町17-2	昭和60年	208食	158m <sup>2</sup>	直営
大平中学校	並川町2-4	平成4年	277食	154m <sup>2</sup>	直営
大湊中学校	桜木町19-1	昭和54年	67食	184.5m <sup>2</sup>	直営

表 2 共同調理方式 令和元年度

施設名称	所在地	建築年	食数	建物面積	調理員
南通学校給食センター	奥内字江豚沢1-2	平成6年	215食	244m <sup>2</sup>	直営
大畠学校給食センター	大畠町兎沢163	昭和51年	919食	427m <sup>2</sup>	委託
西通学校給食センター	川内町休所5	平成25年	256食	324m <sup>2</sup>	直営

表 3 食数の合計

自校調理方式 合計	3,178食
共同調理方式 合計	1,390食
一日あたり 合計	4,568食

図 1 給食対象校の位置図

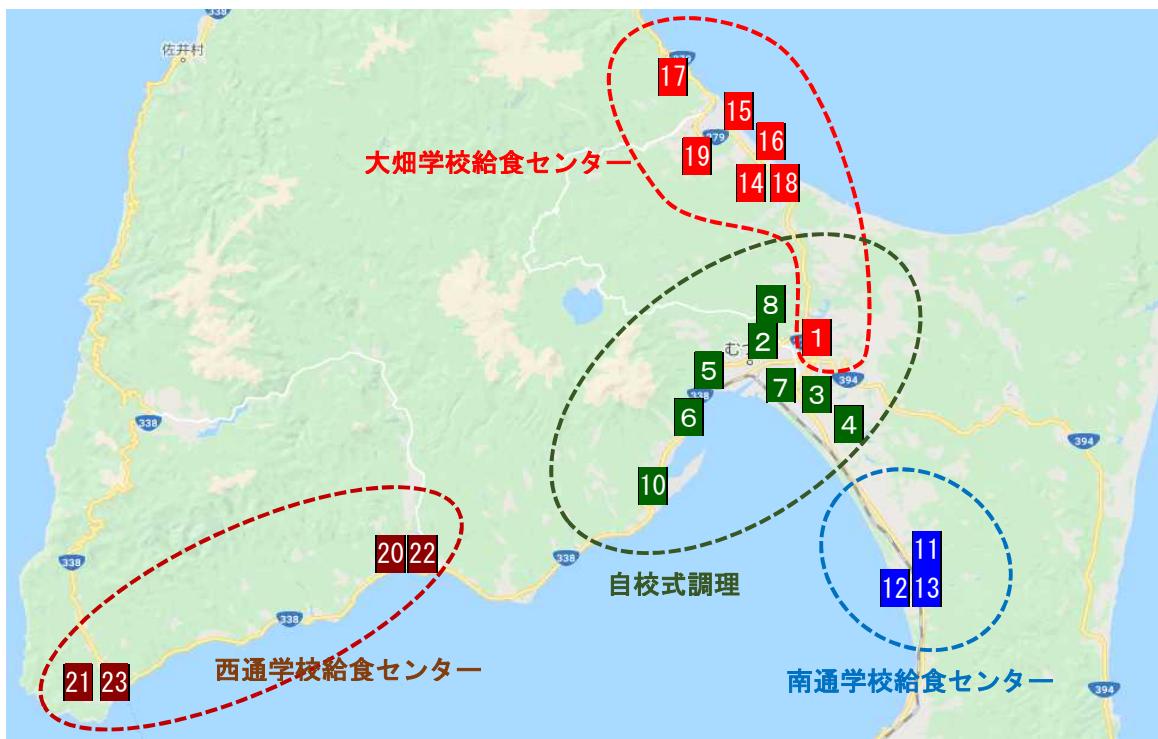


表 4 学校給食施設の方式、対象校一覧

方 式	対象校	
	小学校	中学校・養護学校
自校調理方式	2. 第二田名部小学校 3. 苛生小学校 4. 第三田名部小学校 5. 大平小学校 6. 大湊小学校 (小学校 5 校)	7. 田名部中学校 8. むつ中学校 9. 大平中学校 10. 大湊中学校 (中学校 4 校)
共同調理方式	<b>南通学校給食センター</b> 11. 奥内小学校 (小学校 1 校)	12. 近川中学校 13. むつ養護学校 (中・養護学校 2 校)
	<b>大畠学校給食センター</b> 1. 第一田名部小学校 14. 関根小学校 15. 大畠小学校 16. 正津川小学校 17. 二枚橋小学校 (小学校 5 校)	18. 関根中学校 19. 大畠中学校 (小学校 2 校)
	<b>西通学校給食センター</b> 20. 川内小学校 21. 脇野沢小学校 (小学校 2 校)	22. 川内中学校 23. 脇野沢中学校 (小学校 2 校)

## イ 給食施設の職員体制

### 1) 学校栄養職員の定数

学校栄養職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2に基づき、令和元年度においては、管内小中学校に計7名配置されています。

なお、本センターが建設された場合には、2名配置されることとなります。

表 5 公立義務教育諸学校における学校栄養職員（県費）の定数

共同調理場に係る児童生徒数が1,500人以下	1施設に1人
共同調理場に係る児童生徒数が1,501人から6,000人まで	1施設に2人
共同調理場に係る児童生徒数が6,000人	1施設に3人

### 2) 各学校給食施設における職員の状況

調理員数の推移をみると、パート職員の割合は半分以上となっており、業務受託者は、20%以上となっています。

表 6 各学校給食施設における職員の状況

職員	平成30年	令和元年
所長（共同調理場のみ）	3	3
栄養士（栄養教諭含む）	7	7
調理員		
正職員	11	11
パート職員	30	30
受託業者	12	12
合計	63	63
調理員のうち正職員が占める割合	20.8%	20.8%
調理員のうちパート職員が占める割合	56.6%	56.6%
調理員のうち受託業者が占める割合	22.6%	22.6%

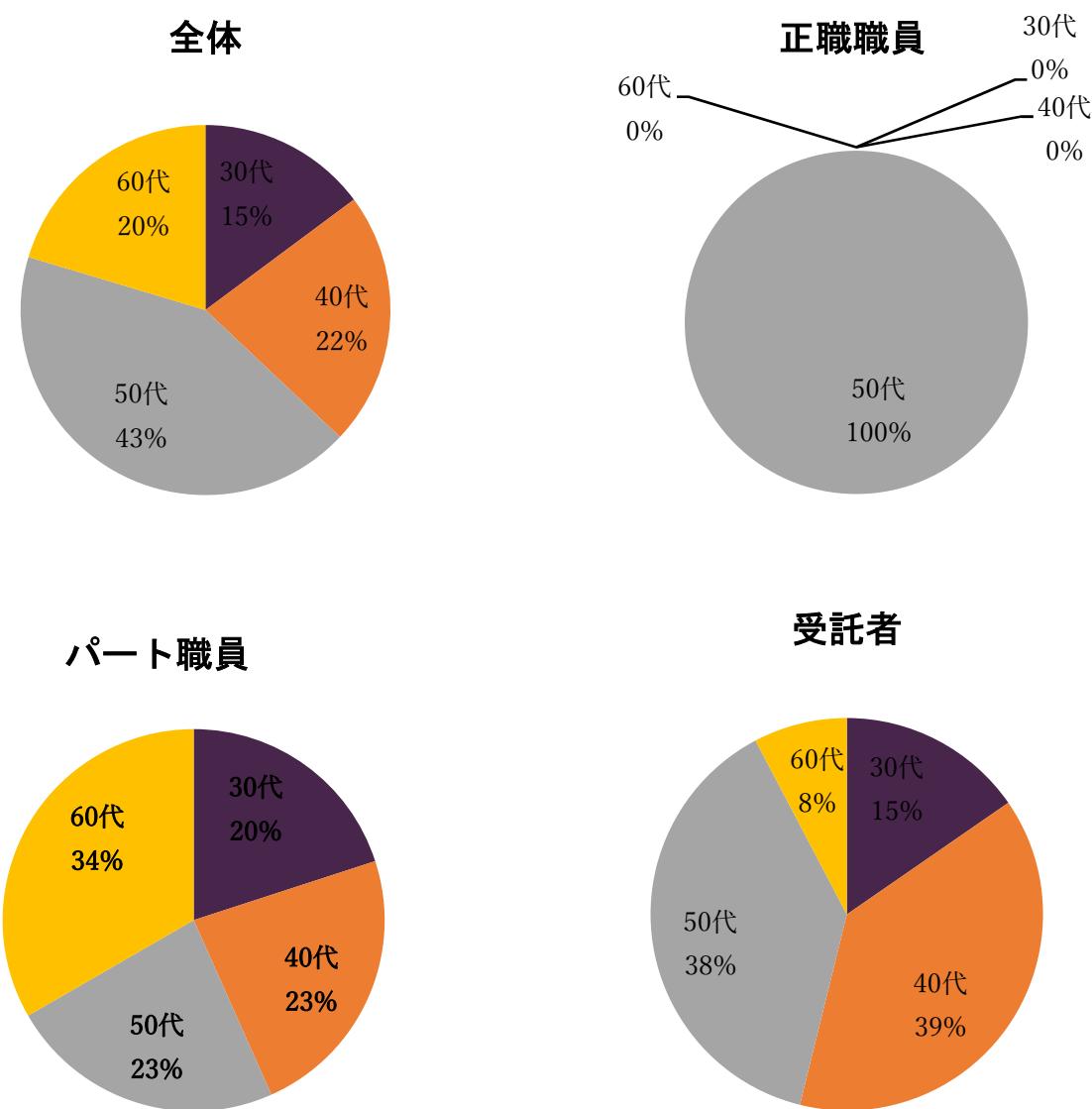
### 3) 学校給食調理員の年齢構成

調理員の年齢構成をみると、正職員は50代が占め、パート職員は50代が最も多い、受託者は40代が最も多い状況となっています。また、全体として20代はいない状況となっています。

令和元年度末における平均年齢をみると、正職員は55.8歳、パート職員は50.9歳、受託者は49.2歳となっており、受託者を含む全体の平均年齢は、51.5歳です。

30代以下の職員が少なく、今後も平均年齢が上がっていくことが予想されます。

図2 調理員の年齢構成 令和元年度末



令和元年度における学校給食の運営に係る費用の総額は、484,811千円となっており、そのうち、調理施設の運営・維持管理にかかる費用の250,007千円は市が負担し、食材費234,804千円は保護者が負担しています。

学校給食 1 食約 636 円のコストに対し、市の負担分は 328 円、保護者の負担分は 308 円となっています。

表 7 学校給食に係る費用

項目	金額（千円）
管理運営費用	
	人件費
	光熱費
	その他
	委託費用
市費負担分 小計・・(a)	250, 007
食材費用	
	食材費
保護者負担分 小計・・(b)	234, 804
合計 (a) + (b)	484, 811

図 3 学校給食に係る費用

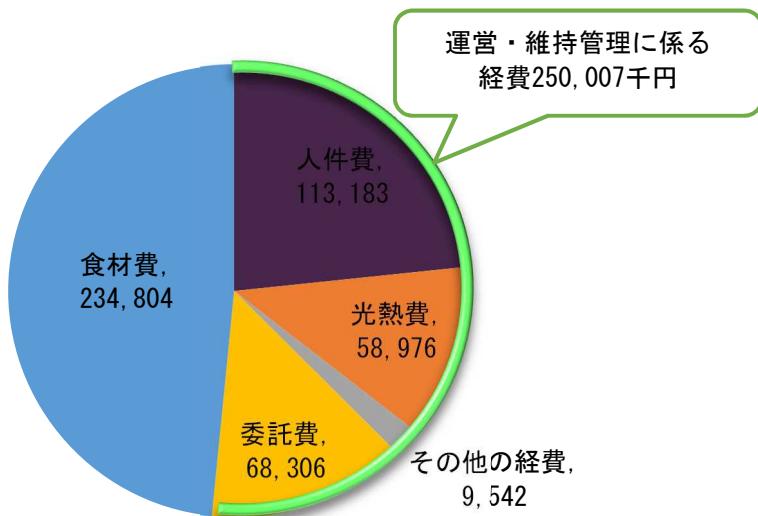


表 8 一食あたりの平均単価

$(\text{小学校 } 2,571 \text{ 人} \times 191 \text{ 日}) + (\text{中学校 } 1,354 \text{ 人} \times 188 \text{ 日}) + (\text{むつ養護学校 } 82 \text{ 人} \times 190 \text{ 日}) = 761,193 \text{ 食} \cdots(c)$	
1 食あたりの平均単価：市費負担 (=a/c)	328 円
1 食あたりの平均単価：保護者負担 (=b/c)	308 円
1 食あたりの平均単価 合計	636 円

## 2. 給食施設の課題

### ア 給食施設の老朽化

学校給食施設は、第二田名部小学校は昭和 50 年、大畠学校給食センターは昭和 51 年、大湊中学校は昭和 54 年、大平小学校は昭和 56 年建設と築年数 40 年を経過しており、次のような課題があります。

1. 多くの調理場が老朽化しており、換気設備や給排水設備等、また、調理備品等も耐用年数を超過している
2. 外壁・床・内壁の亀裂が目立ってきており、衛生面において支障が出ている
3. 建物の広さが不十分で大型調理器具などが設置できないため、料理のレパートリーが広がらない
4. 給食業務に対する厳密な衛生・管理を遂行する上で必要な各部空間機能・ゾーニングの不備が著しく顕在化している
5. 給食を提供している状況において、夏期・冬期休業期間を含めても工事期間が確保できないため、各施設の改修計画を策定することができない

図 4 各校の給食施設の老朽化の状況

第二田名部小学校	床塗装の剥がれ など		
大畠学校給食センター	床塗装の剥がれ・屋根材の劣化・煙突の劣化 など		

大平小学校

換気扇劣化 など



大湊中学校

照明器具の劣化、床塗装の剥がれ、壁ひび割れ など



むつ中学校

床塗装の剥がれ・屋根材の劣化・煙突の劣化 など



これまでの現状と課題を踏まえ、安全・安心で持続可能な学校給食の提供を継続するとともに、給食施設の職員体制や施設維持管理費の適正化を図るための学校給食調理施設の早急な改善を図る必要があり、本センターの整備に係る基本構想を策定することとしました。

## 第二章 施設整備の基本方針について

### 1. 基本方針と方向性

#### ア 施設整備の基本方針

生徒数が多かった時代に整備された施設は老朽化や衛生管理基準への対応など問題があり、今後計画的に整備していく必要があります。学校給食センターの整備は急務ではありますが、市全体のまちづくりに整合することが必要です。

前述の現状と課題を踏まえ、本センターの整備計画の策定にあたり、下記のとおり基本方針を定めます。

#### 1) 食育の推進に貢献できる施設

「笑顔で広がるおいしいご飯、笑って食べて心も体も健康に！！」をスローガンとする「第3次むつ市食育推進計画」に即した、食育の推進に貢献できる施設を目指します。

また、地域で収穫された安全・安心な食材の利用、青森型給食の提供、県産物を使った「ふるさと産品給食の日」の実施を目指すとともに、実際の給食風景を見学できる機能を備えた施設とします。

#### 2) 子どもや子育て世代を支える施設

「学校給食衛生管理基準」をはじめとした学校給食に係る最新の基準を遵守し、安全・安心な給食を安定的に提供するとともに、食物アレルギー対応食の提供機能も備えた施設とし、子どもや子育て世代を支援する施設を目指します。

#### 3) 環境にやさしい施設

地球環境問題への対応や施設の周辺環境への配慮、従事者の作業負荷低減に努め、環境にやさしい施設を目指します。

また、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用、除害施設や緩衝緑地等の導入、施設内の温度・湿度管理や作業効率等に配慮した施設とします。

#### 4) 景観に配慮し、にぎわいの創出と交流をはぐくむ施設

家族や地域の人々や家族などが集い語らう場所が、ふるさとへの愛着を高め、思い出を作り、それが、地域のにぎわいにつながります。こうした観点から、単に施設を整備するだけでなく、周辺景観との調和や新たな景観の創出などに配慮し、にぎわいの創出と交流を促す機能を持たせる施設を目指します。

また、給食機能を活用した給食風景の見学機能を備え、施設を交流の場として活用していくことで、にぎわいの創出を目指します。

## 5) 防災活動の拠点となる安全な施設

災害復旧拠点として迅速かつ機動的に対応でき、防災活動の拠点となる安全な施設を目指します。

平常時の防災教育・訓練拠点としての機能に加え、災害時の備えた備蓄機能や応急給食機能を備えた施設とします。

## 6) 公共施設等の複合的なマネジメント施設

むつ市公共施設等総合管理計画のもと、既存の給食施設を集約し、公共施設の適切な配置などにより財政負担を軽減し、次世代に負担を残さない最適な公共サービスの実現を目指します。

## イ 施設整備の方向性

既存の施設は早急な大規模改修が必要な状況にありますが、多額な改修費がかかること、調理機能が休止し給食を提供できなくなるためことなどから、給食の安定的な供給を維持するため、新たな給食施設を建設する必要があると考えます。

スケジュールについては令和5年度の供用開始を目指し、管理運営管理の計画のほか、現在自校調理方式となっている各校においては、給食配送受入れ設備の整備計画が必要となります。

なお、給食供給を行うためには、調理器具の取り扱いや、調理・配送リハーサルなど、供用開始のための準備期間が必要となるため、運用開始年度に関わらず、準備が整い次第供用開始とします。

表 9 予定スケジュール

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
センター 基本構想						
センター 基本計画 基本設計 実施設計						
敷地測量						
地盤調査						
センター 建設工事						
センター 管理運営 準備						
センター 供用開始						
学校改修 設計						
学校改修 工事						

## 2. 施設の規模想定

平常時の施設の有効活用とともに、災害時に応急給食機能を有効に発揮させるため、平成25年に開設した西通学校給食センターの配送校を除く小中学校（11 小学校 7 中学校）及びむつ養護学校へ給食を提供することとします。

提供にあたっては、学校給食法に定める「学校給食の目的と七つの目標」の達成のために、学校給食衛生管理基準をはじめとした関連法規等を遵守し、必要かつ十分な施設・設備や調理設備、食器・食缶類の整備を検討します。

### 給食機能の調理能力

平常時の給食機能の調理能力は、本センターの供用を開始する令和5年度における配送校の児童生徒数等の推計値を基に、最大4,200食とします。

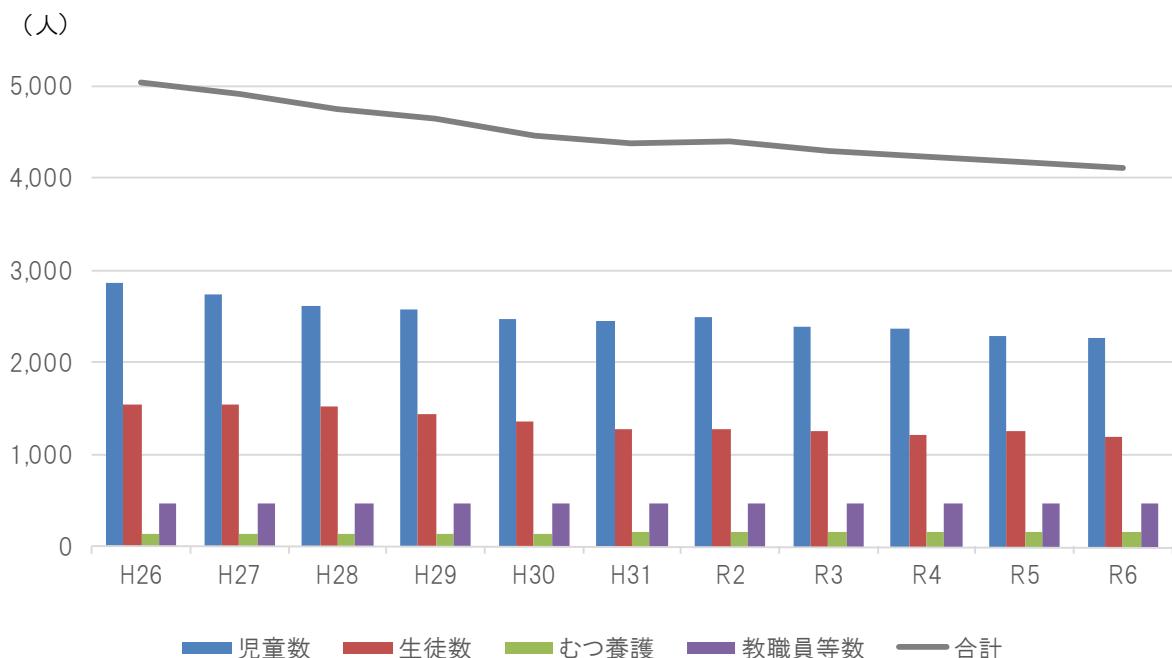
調理能力：最大4,200食

児童生徒数：3,533人（令和5年度の児童生徒数推計値）

むつ養護数：162人（令和5年度の推計値）

教職員等数：481人（令和元2年度と同数を仮定）

表 10 想定配送校の児童生徒数と教職員等数推計

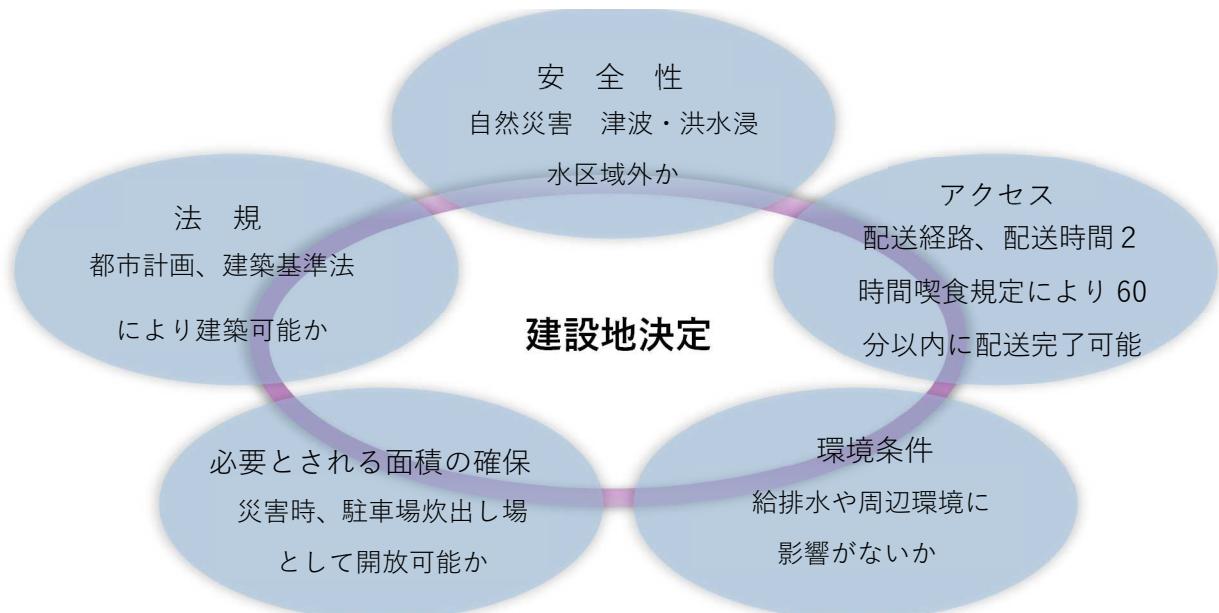


年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	2,853	2,743	2,615	2,573	2,480	2,446	2,490	2,380	2,373	2,286	2,275
生徒数	1,555	1,545	1,516	1,437	1,352	1,284	1,268	1,264	1,209	1,247	1,189
むつ養護	151	138	142	150	153	160	162	162	162	162	162
教職員等数	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481
合計	5,040	4,907	4,754	4,641	4,466	4,371	4,401	4,287	4,225	4,176	4,107

### 3. 建設候補地の選定

本センターの建設候補地については、現在の給食の提供を停止することのないよう、新たな土地を候補地とし、また、市有財産の有効活用や財政負担の軽減を考慮し、市有地を候補地とすることとします。

図 5 基本的条件への適合性の判定



#### 1) 法規制

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）では施設用途上は工場として位置づけられるため、工業地域・準工業地域・工業専用地域又は特定用途制限地域（居住環境保全地区以外）の区域

- ◎ : 用途地域が工業系である 3 点
- : 特定用途制限地域（居住環境保全地区以外）の区域 2 点
- × : 住居系・商業系・特定用途制限地域（居住環境保全地区以外） 0 点

## 2) 必要とされる面積の確保

災害時、駐車場を炊出し場として開放できるよう敷地面積 5,000 m<sup>2</sup>程度

- ◎ : 施設の配置が容易である 3 点
- : 少分不整形であるが、施設の配置ができる 2 点
- △ : 不整形で、施設の配置が複雑となる 1 点
- × : 施設の配置が困難である 0 点

## 3) 災害危険性

津波・洪水浸水・土砂災害警戒区域等の自然災害の区域外であること

- ◎ : 区域外 3 点
- × : 区域内 0 点

## 4) アクセス性

配送経路、配送時間 2 時間喫食規定により 60 分以内に配送完了

(西通りを含む)

- ◎ : 一番遠い配送先 40 km程度 3 点
- : 一番遠い配送先 50 km程度 2 点
- △ : 一番遠い配送先 60 km程度 1 点
- × : 一番遠い配送先 60 km以上 0 点

## 5) 環境条件

給水排水に問題がないこと、周辺に与える影響など

- ◎ : インフラが整っていて市街地から離れている 3 点
- : インフラが整っているが、周辺に施設がある 2 点
- △ : インフラが整っているが、周辺に住宅がある 1 点
- × : インフラが整っていない、周辺に施設や住宅がある 0 点

## 候補地

A	旧関根中学校跡地 (むつ市大字関根字北関根地内)	約 20,000 m <sup>2</sup>
B	旧第三田名部小学校跡地 (むつ市金曲二丁目地内)	約 14,600 m <sup>2</sup>
C	むつ市総合アリーナ南側 (むつ市真砂町地内)	約 6,500 m <sup>2</sup>

図 6 候補地



表 11 各候補地の点数

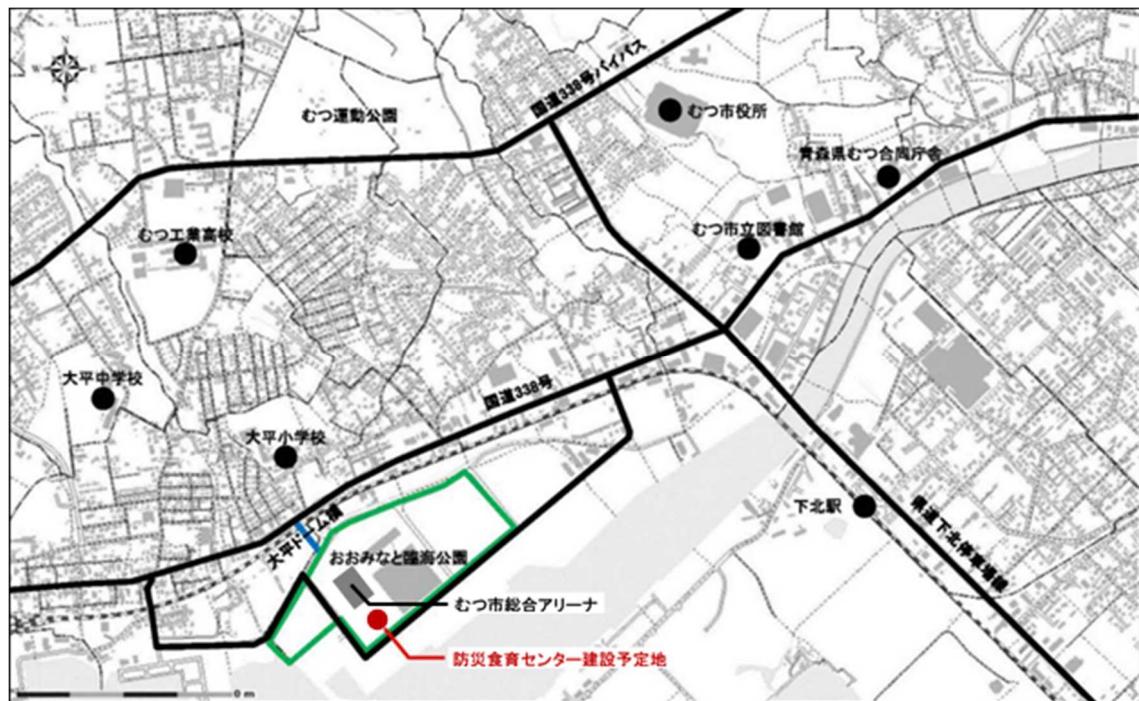
	A	B	C
法規制	○：2 特定用途制限地域（自然環境保全地区）	○：2 特定用途制限地域（自然環境保全地区）	◎：3 準工業地域
必要な広さ	◎：3 配置が容易	○：2 多少不整形	◎：3 配置が容易
安全性	◎：3 区域該当なし	◎：3 区域該当なし	◎：3 区域該当なし
アクセス性	○：2 50 km程度	○：2 50 km程度	◎：3 40 km程度
環境条件	○：2 周辺に介護施設あり	△：1 周辺に住宅あり	◎：3 周辺に影響なし
合計	12点	10点	15点

以上の検討により、建設候補地を、むつ市総合アリーナ南側（むつ市真砂町地内）としました。

当該地は、おおみなと臨海公園内のむつ市総合アリーナ南側であり、むつ市立地適正化計画における居住誘導区域で、周辺施設は「むつ市地域防災計画」において大規模広域災害時の災害復旧拠点として位置付けられています。

また、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域外であり、備蓄倉庫・応急給食等の防災活動の拠点として最適と考えられます。

図 7 建設予定地



## 第三章 防災について

### 1. 災害に強いまちづくり

#### ア 基本的な考え方

災害に強いまちづくりは、主要幹線道路ネットワークの健全化、避難所の機能確保、救援物資集積所及び救護所、地域災害拠点病院の機能確保、持続可能なリスクコミュニケーションなど、様々な施策を的確に進めていくことによって推進されます。

災害に強いまちづくりに向けた対策は、施設整備などのハード面と、防災活動などのソフト面の両輪を推進することが基本であり、その中でも特に、地域の住民が主体となり、「自助」・「共助」・「公助」の考え方により、身近な地域で住民同士が互いに助け合い、支え合う関係づくりを行っていくことが重要です。

#### イ 防災活動拠点の必要性と整備の考え方

市民の安心安全を確保する災害に強いまちづくりに向け、市民同士、市民と防災関係者が常日頃から顔を合わせ、密接な関係づくりができる場づくりと、「交流」、「学習」、「訓練」などの活動を協働して日常的に行える場づくり、及び、その場を活かした実践的な活動の展開が必要です。

また、市内だけではなく、協定により災害時協力関係を結ぶ他の自治体とも平時より交流を深め、密接な関係をもつことが、災害時の活動を円滑に進めることに繋がります。そのため相互連携、支援等にも迅速、柔軟に対応できる施設となることが必要です。

さらに、むつ市地域防災計画での「防災拠点施設整備事業」において、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備が推進されており、応急給食を提供する場として活用することで、防災機能の強化が図られます。

以上のことから、災害時において、災害応急対策の拠点となるとともに、平常時においても、市民や防災関係者が気軽に集まり、学べる「防災活動拠点」が必要とされていることがいえます。

そのため、本市の災害に強いまちづくりの推進にあたり、平常時・災害時を通じて活用される「防災活動拠点」を整備し、そこで市民や防災関係者の交流が促進されることで、様々な防災活動や連携・ネットワークづくりの取組が展開されることを目指します。

なお、「防災活動拠点」の整備に際しては、「むつ市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、次世代に負担を残さない最適な公共サービスの実現が課題であり、他の施設との複合化など、効率的な整備を図る必要があります。

---

#### ウ 防災食育センターの整備

現在必要とされる「防災活動拠点」の整備にあたっては、平常時・災害時を通じて有効利用される施設とするために、災害時の応急給食機能を活かし、食育機能と複合させた施設（防災食育センター）とすることを想定します。

防災食育センターは、食糧備蓄機能を備え、平常時には市民の防災教育・啓発・訓練等の場及び食育に関する学習・実践等の場、学校給食調理・配送の場として活用し、災害時には応急給食の調理・配送及びボランティア活動の拠点等として機能する計画です。

## 第四章 基本計画に向けて

基本構想において検討項目となった課題の克服や、良好なまちづくりを推進する観点で、今後の基本計画策定の過程で議論、検討すべきテーマ・課題をまとめると、以下のようなものが挙げられます。

- ①.「防災」、「配送」を兼ね備えた配置計画
- ②.「食育」、「防災」に対応する施設機能の導入
- ③.「明確なゾーニング」に基づく給食機能の高度化、多様化
- ④.「地球環境への配慮」と「省エネルギー化」、「景観形成」への取り組み

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

### 1. 時系列及び現状（前回報告後から）

7月31日（金） 学生等支援金振込予定日

8月 3日（月） 給付対象者であり、未申請の者への申請状況確認（予定）

### 2. むつ市学生等緊急支援事業

7月10日（金）時点で申請のあった者に対し、7月31日付けで4月から7月分を一括で給付又は貸与を行う。

区分	想定数	申請件数(7/10時点)	前回報告比	申請率	給付予定金額
給付	98名	92名	—	93.9%	10,260,000
貸与	200名	10名	—	5%	1,200,000

### 3. 参考資料

#### ○発送文書

- 7.17 厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時の措置について（学校）
- 7.20 第29回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果に基づく各種取扱い等について（学校・保護者）
- 7.20 新型コロナウイルス感染者が発生した際のフローチャートについて

む教総第784号  
令和2年7月17日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時的措置について（通知）

このことについて、青森県教育委員会教育長から「厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時的措置について」の通知がありました。

本通知を受け、下記要件に該当する市内小中学校教職員につきましては、むつ市教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第7号の規定により、本日から当分の間、公務に支障のない範囲内において職務に専念する義務を免除することといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴校における県費負担教職員に対し、適切な措置を講じるよう特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

##### ○要件

厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を職員が受ける場合

##### ○願出

教職員が職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、予め承認を願い出るものとする。ただし、緊急を要する場合等やむ得ない事由により、予め手続をすることのできない場合は、事後において速やかに手続を行うものとする。

##### ○承認

願出に対する承認者は、教育長とする。

以上

#### 【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ  
電話 22-1111 (内線3115)

○むつ市教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

昭和45年4月18日

教育委員会規則第3号

改正 昭和47年9月30日教育委員会規則第7号

平成7年7月1日教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、むつ市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和34年むつ市条例第24号）第2条第3号の規定に基づき、県費負担教職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 前条の特例は、次に掲げるとおりとし、教育長又は校長がその都度必要とする期間与えることができる。

- (1) 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- (2) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定による勤務条件の措置に關し要求し、及びその審理に出頭する場合
- (4) 法第49条の2の規定による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をし、及びその審理に出頭する場合
- (5) 法第55条第11項の規定による不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (6) 市行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、教育長が特に認める場合

(手続)

第3条 職員が前条の規定により職務に専念する義務の特例を受けようとする場合は、遅滞なくその旨を教育長又は校長に願い出て、承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年9月30日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

青教員第157号  
令和2年6月19日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿  
(公印省略)

厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時的措置について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、お知らせします。

担当 教職員課人事制度グループ  
017-734-9892

# 写

青教員第157号  
令和2年6月19日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿  
(公印省略)

厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時の措置について（通知）

このことについて、下記1の要件に該当する職員については、人事委員会規則12－1（職務に専念する義務の特例）第2条第8号の規定により、本日から当分の間、公務に支障のない範囲内において職務に専念する義務を免除することとしたので、所属職員に周知するとともに、下記2に留意して取り扱ってください。

## 記

### 1 要件

厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するため行われる抗体検査を職員が受ける場合

### 2 承認手続

#### (1) 願出

職員が職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、統合庶務システムの利用等によりあらかじめ承認を願い出るものとする。

ただし、緊急を要する場合等やむ得ない事由により、あらかじめ手続をすることができない場合は、事後において速やかに手続を行うものとする。

#### (2) 承認

願出に対する承認は、校長の専決事項とする。

担当 教職員課人事制度グループ  
017-734-9892

む教総第1002号  
令和2年7月20日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

第29回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の  
結果に基づく各種取扱い等について

令和2年7月13日開催の第29回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における結果に基づき、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の取扱い等との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

前回の通知により、全体として行動等の制限は緩和されましたが、直近の関東圏の感染者の増加状況を鑑み、一部地域へ移動の自粛等を求めることといたします。一人ひとりが感染症予防対策に努めていく必要がありますので十分留意願います。

県外への出張や私用旅行につきましては、これまで以上に慎重に御対応していただくようお願いいたします。また省内であっても、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、7月31日以降の取扱い等につきましては、今後の国内での感染の状況や政府の対応により判断することとなります。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ  
電話 22-1111 (内線3110・3115)

対象	行動内容	6月19日からの制限	7月21日からの制限	変化
児童生徒(在校生)	私用旅行	県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 その他の地域への旅行についても、感染予防等に努める。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告する。	別記都道府県※1への旅行は自粛 その他の県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告 県内への旅行についても、感染予防等に努める。	慎重に対応 ↓ 自粛
	検温	実施 37°C以上で出校見合わせ 出席停止扱い	実施 37°C以上で出校見合わせ 出席停止扱い	変更なし
	マスク	学校教育活動においては、原則マスクを着用	学校教育活動においては、原則マスクを着用	変更なし
	県外在住者との接触	口頭による担任への報告 体調管理に留意	別記都道府県※1の在住者との接触※2があった場合 14日間出席停止扱い その他の地域在住者との接触については、口頭による校長への報告体調管理に留意	担任への報告 体調管理に留意 ↓ 地域別判断
児童生徒(転入生)	むつ市内への転入	転入者に関しては、口頭により担任へ報告し、体調管理に留意する。	別記都道府県※1からの転入者に関しては、一律2週間の出席停止 その他の地域からの転入者に関しては、口頭により担任へ報告し、体調管理に留意	一律対応 ↓ 地域別判断
県費負担教職員	私用旅行	県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 その他の地域への旅行についても、感染予防等に努める。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告する。	別記都道府県※1への旅行は自粛 その他の県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告 県内への旅行についても、感染予防等に努める。	慎重に対応 ↓ 自粛
	出張	県外への不要不急の出張については慎重に対応すること。 その他の地域への出張については、感染予防等に努め、 体調管理に留意する 出張する場合は、校長から事前承認を得る。	別記都道府県※1への出張は原則禁止 その他の地域への出張については、感染予防等に努め、 体調管理に留意する 出張する場合は、校長から事前承認を得る	慎重に対応 ↓ 自粛
	検温	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	変更なし
	県外在住者との接触	口頭による校長への報告 体調管理に留意	別記都道府県※1の在住者との接触※2があった場合 14日間在家勤務 その他の地域在住者との接触については、口頭による校長への報告体調管理に留意	校長への報告 体調管理に留意 ↓ 地域別判断
学校給食調理員 学校給食作業員	私用旅行	県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 その他の地域への旅行についても、感染予防等に努める。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告する。	別記都道府県※1への旅行は自粛 上記地域への旅行をした職員はむつ市帰着日の翌日から起算して14日間勤務見合わせ その他の地域への旅行については、感染予防等に努める。 旅行する場合は、体調管理に留意し「県外滞在報告書」を用いて報告	慎重に対応 ↓ 自粛
	検温	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	変更なし
	県外在住者との接触	口頭による校長への報告 体調管理に留意	別記都道府県※1の在住者との接触※2があった場合 14日間在家勤務 その他の地域在住者との接触については、口頭による校長への報告体調管理に留意	校長への報告 体調管理に留意 ↓ 地域別判断
スクールソポーター 小中一貫教育非常勤講師 学校用務員 外国語指導助手	私用旅行	県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 その他の地域への旅行についても、感染予防等に努める。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告する。	別記都道府県※1への旅行は自粛 その他の県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告 県内への旅行についても、感染予防等に努める。	慎重に対応 ↓ 自粛
	検温	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	変更なし
	県外在住者との接触	口頭による校長への報告 体調管理に留意	別記都道府県※1の在住者との接触※2があった場合 14日間在家勤務 その他の地域在住者との接触については、口頭による校長への報告体調管理に留意	校長への報告 体調管理に留意 ↓ 地域別判断

制限強化

対象	行動内容	6月19日からの制限	7月21日からの制限	変化
(参考)むつ市職員	私用旅行	県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 その他の地域への旅行についても、感染予防等に努め、体調管理に留意する。 旅行する場合は、所属部長へ事前連絡する。	別記都道府県※1への旅行は自粛 その他の県外への不要不急の旅行については慎重に対応すること。 旅行した場合は、体調管理に留意する。 旅行する場合は、所属部長へ事前連絡 県内への旅行についても、感染予防等に努める。	慎重に対応 ↓ 自粛
	出張	県外への不要不急の出張については慎重に対応すること。 その他の地域への出張については、感染予防等に努め、体調管理に留意する。 出張する場合は、総務部長から事前承認を得る。	別記都道府県※1への出張は原則禁止 その他の地域への出張については、感染予防等に努め、体調管理に留意する。 出張する場合は、総務部長から事前承認を得る	慎重に対応 ↓ 自粛
	他地域在住者との接触	所属部長へ報告する 体調管理に留意	別記都道府県※1在住者との接触※2があった場合は14日間の在宅勤務 所属部長へ報告をし、体調管理に留意	一律対応 ↓ 地域別判断
	検温	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	実施 37°C以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇	変更なし

※1 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・その他感染拡大が懸念される地域  
 ※2 1m以内でマスクをせず、15分以上会話をする等の行為

(注意) 県外在住者と接触した場合は上記のような取扱いとなるため、家族であっても極力接触しないよう  
 感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

制限強化

む教総第1002号  
令和2年7月20日

保護者の皆様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

## 第29回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の 結果に基づく各種取扱い等について

令和2年7月13日開催の第29回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における結果に基づき、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の取扱い等との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

前回の通知により、全体として行動等の制限は緩和されましたが、直近の関東圏の感染者の増加状況を鑑み、一部地域へ移動の自粛等を求めることといたします。一人ひとりが感染症予防対策に努めていく必要がありますので十分留意願います。

県外への私用旅行につきましては、これまで以上に慎重にご対応していただくようお願いいたします。また県内であっても、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

子どもたちの健康、安全を第一に考えた取組でありますことをご理解及びご協力くださるようお願いいたします。

なお、7月31日以降の取扱い等につきましては、今後の国内での感染の状況や政府の対応により判断することとなります。

### 【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ  
電話 22-1111 (内線3110・3115)

# 市教育委員会からの通知に係る今後の取扱いについて

(別紙)

対象	行動内容	これまでの対応	今後の対応	変化
児童生徒(在校生)	私用旅行	県外への不要不急の旅行については慎重に他の地域への旅行についても、感染予防等に努める。 旅行した場合は、「県外滞在報告書」を用いて報告	別記都道府県※1への旅行は自粛旅行については慎重に他の県外への不要不急の旅行には慎重に対応すること。 旅行した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告県内への旅行についても、感染予防等に努める。	一律判断 ↓ 地域別判断
	検温	実施 37°C以上で出校見合わせ 出席停止扱い、	実施 37°C以上で出校見合わせ 出席停止扱い、	変更なし
	マスクの着用	学校教育活動においては、原則マスクを着用	学校教育活動においては、原則マスクを着用	変更なし
	県外在住者との接触	口頭による担任への報告 体調管理に留意	別記都道府県※1の在住者との接触※2がなかった場合 14日間出席停止扱い その他の地域在住者との接触については、口頭による校長への報告体調管理に留意	担任への報告 体調管理に留意 ↓ 地域別判断

※1 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・その他感染拡大が懸念される地域  
 ※2 1m以内でマスクをせず、15分以上会話をする等の行為

む教総第1004号  
令和2年7月20日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染者が発生した際のフローチャートについて

令和2年4月17日開催の教育委員会・校長会合同会議の際に於いて提示いたしました標記フローチャートについて、国や青森県の方針を踏まえ、市感染症対策本部において検討した結果、別紙のとおりの取り扱いに変更いたします。

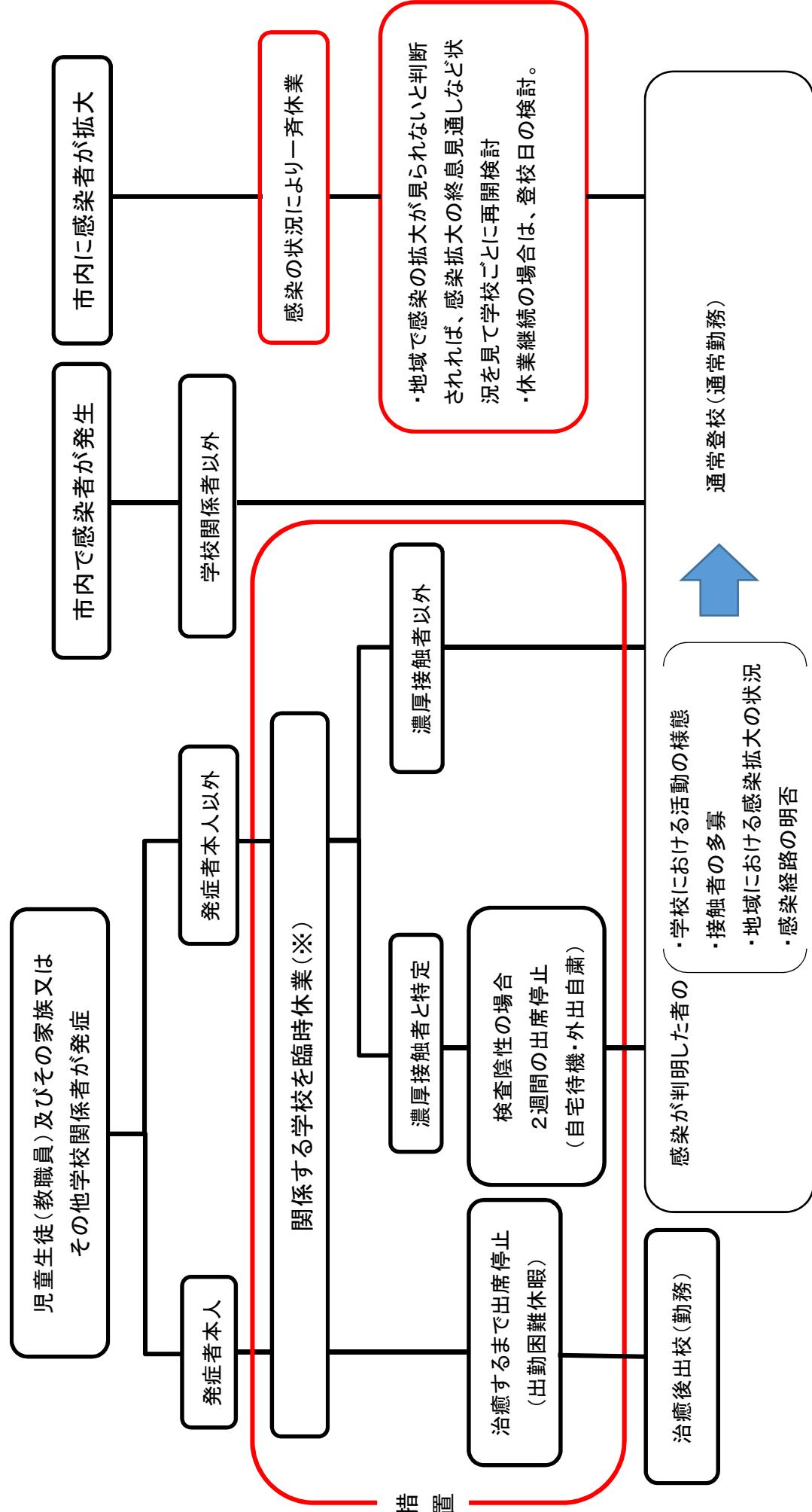
なお、新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業については、すべて教育委員会からの指示  
といたしますので、各校の判断により行うことのないようお願ひいたします。

### 【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110・3115)

【コロナウイルス感染者が発生した場合のフロー】  
○臨時休業等の措置について



休業措置が取られた場合、各学校等に対し、感染者や濃厚接触者に対する差別やいじめにつながらないよう通知。

※教育委員会が、臨時休業措置について指示。